

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月11日

愛媛県立小松高等学校長 松浦 ヨリ子

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立小松高等学校校舎警備業務委託 一式

(2) 委託業務内容等

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の愛媛県立小松高等学校校舎警備業務

(詳細は、別途配布する仕様書、契約書(案)等入札関係資料による。)

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、当該契約に係る県の歳出予算に減額又は削除があったときは契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 委託業務の履行場所

愛媛県立小松高等学校

愛媛県西条市小松町新屋敷乙42番地1

(5) 入札方法

ア 入札金額は、年額を記載すること。

イ 入札は紙入札により、持参又は郵送等により提出すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。
- (3) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定によって公安委員会から警備業者として認定された者のうち、同法第 40 条の規定によって公安委員会に機械警備業を営む警備業者として届出を行っているものであること。
- (4) 警備業法施行細則（平成 15 年 3 月公安委員会規則第 6 号）第 15 条の基準を満たす体制を有していること。
- (5) 24 時間の緊急連絡体制を整えていること。
- (6) 10 億円以上の損害賠償保険に加入していること。
- (7) 機械警備の入れ替えが可能なこと。

3 入札書の提出先

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立小松高等学校 事務室

〒 7 9 9 - 1 1 0 1

愛媛県西条市小松町新屋敷乙 42 番地 1

電話（0898）72-2731

- (2) 入札書の受領期限及び提出方法

令和 6 年 3 月 25 日（月）から 3 月 28 日（木）午前 9 時 59 分までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後

5時00分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。ただし、郵送等による場合は、3月28日(木)午前9時59分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和6年3月11日(月)から3月19日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立小松高等学校ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日 時

令和6年3月28日(木)午前10時

イ 場 所

愛媛県立小松高等学校 会議室

4 そ の 他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等の外この公告に示す業務を提供できることを証明する書類等(上記2の(3),(4),(5),(6))を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限:令和6年3月19日(金)午後5時00分

イ 提出場所:愛媛県立小松高等学校 事務室

〒799-1101

愛媛県西条市小松町新屋敷乙42番地1

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると発注者が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。